

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成25年10月24日

八王子市

1. 提案の概要

八王子市役所本庁舎内（八王子市福祉事務所生活福祉第一課内）に生活保護受給者、住宅支援給付受給者及び児童扶養手当受給者、並びにその申請者及び相談者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援コーナーを設置し、本市の担当ケースワーカー、就労促進指導員、住宅支援給付担当者、ひとり親就労支援担当者（以下「ケースワーカー等」という。）とハローワーク八王子が連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

なお、実施にあたっては、運営協議会を設置し、本市と東京労働局が密接に連携し、お互いの信頼関係の下に相互に協力をし合い、住民の福祉の増進に資する方向で協力関係を構築していく。

2. 提案理由

平成21年に起こった「リーマンショック」に端を発する世界的不況の影響により、八王子市内でも生活保護受給者が増加傾向にあり、中でも傷病、高齢等就労阻害要因が無い「その他世帯」の受給者が増加している。

現在本市では、ハローワーク八王子と連携した取組を実施しており一定の成果が出ているところであるが、この取組を行うことで本市のケースワーカー等もこれまで以上に就労支援に関わりやすくなり、ハローワークとの連携が緊密になることから、それぞれが持つ情報の更なる共有が図られ、生活保護受給者等の支援に資するものと考えられる。

更に、生活保護等の申請や相談に来庁する方が、その段階で同時に求職活動も行うことができ、就労に向けた速やかで適切な支援や指導が可能となる。

以上のように、本市の業務とハローワークの業務が一体になることは、生活保護受給者等の就労支援に効率的かつ効果的であると考えられることから、本市とハローワークの一体的実施を提案する。

3. 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者及び児童扶養手当受給者、並びにその申請者及び相談者。

(2) 設置場所

八王子市役所本庁舎B 1階（八王子市福祉事務所生活福祉第一課内）

(3) 実施内容

本市が行う生活保護受給者等に係る就労自立のための支援業務と、ハローワークが行う無料職業紹介等を一体的に実施する。

具体的には、本市は、生活保護受給者等に係る業務の実施に加えて、ケースワーカー等による就労支援事業や、職業相談や職業紹介のため、ハローワークの常設窓口を積極的に活用していく。

ハローワークは、常設窓口職員を配置し、本市から依頼を受けた稼働能力のある支援対象者に対して、キャリアカウンセリングや職業相談、職業紹介等を行う。